

# 協 定 書

三田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、三田市ベンチ設置費補助金（以下「甲事業」という。）の交付を受けて設置したベンチの管理等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲事業の交付を受けて設置したベンチ（以下「当該ベンチ」という。）の管理等について定め、適切な維持管理が行われることを目的とする。

（管理及び修繕）

第2条 乙は、当該ベンチの管理及び修繕について、責任をもって行うものとする。

2 乙は、管理者が分かるよう当該ベンチにプレート等により、明示しなければならない。

3 代表者の交代等が生じた場合は、遅滞なく引き継ぎを行い、速やかに甲に対し報告を行う。

4 不測の事態が生じたときは、甲に対し直ちに報告を行う。

（保険への加入）

第3条 乙は、民有地及び道路占用許可を受けた市道に設置する場合、不測の事故により、第三者の身体及び器物に損害を与えたことによる損害賠償に備えるため、必要があれば保険等に加入すること。

2 前項に掲げる保険の保険料は、乙の負担とする。

（処分）

第4条 乙は、当該ベンチを処分する場合、甲に対し処分前に報告しなければならない。

2 処分にかかる一切の費用については乙が負担する。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項等が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 三田市三輪2丁目1番1号

三田市

三田市長 森 哲 男

(乙)